

我孫子市長 あて

住 所
申請者 氏 名 ㊟
〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模専用水道布設工事確認申請書

小規模専用水道の布設工事の設計が我孫子市小規模水道条例第4条に規定する施設基準に適合するものであることの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
工 事 の 種 別	新設・増設・改造

備考 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号 (第4条関係)

整理 番号	
----------	--

小規模専用水道施設概要書 (台帳)

施設の名 称			
施設の所在地			
設置者の住所			
設置者の氏名		電話番号	
管理者の住所			
管理者の氏名		電話番号	
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他 ()		
給水開始年月日	年 月 日		
指令年月日・指令番号	(市記入欄) 年 月 日我孫子市指令 () 第 号		
小規模専用水道 届出年月日	年 月 日	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用の有無	有・無

水源の種別	表流水・伏流水・湧水・その他 () ※水質検査成績書の写しを台帳とともに保管すること。		
水道施設の概要	(フローシート)		
	消毒設備	(注入方式)	(台数) 台
水道施設の位置・規模・構造			
浄水方法			
給水人数	人	一日最大給水量	
		一日平均給水量	
(備考)			

(案内図)

記事

年月日	記事

様式第3号（第5条関係）

我孫子市指令（ ）第 号
年 月 日

様

我孫子市長 図

小規模専用水道布設工事確認通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模専用水道の布設工事の設計については、我孫子市小規模水道条例第4条に規定する施設基準に適合すると認められるので、同条例第7条第1項の規定により通知します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
工 事 の 種 別	新 設 ・ 増 設 ・ 改 造
工 事 の 着 手 の 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 工事の着手を6月間を超えて延期する場合は小規模専用水道布設工事延期届出書（様式第5号）を、工事を中止する場合は小規模専用水道布設工事中止届出書（様式第6号）を提出してください。

様

我孫子市長

圖

小規模専用水道布設工事設計不適合等通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模専用水道の布設工事の設計については、我孫子市小規模水道条例第4条に規定する施設基準に
 { 適合しない
 適合するかしないかを判断することができない } ので、同条例第7条第1項の規定により通知します。

施設の種類	新設・増設・改造
施設の種類	
施設の所在地	
施設の種類	新設・増設・改造
適合しない点 又は適合するかしないかを判断することができない理由	

教示

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者 氏 名 ㊟

〔法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

小規模専用水道布設工事延期届出書

小規模専用水道布設工事の着手を延期するので、次のとおり届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
工 事 の 種 別	新設 ・ 増設 ・ 改造
工 事 の 期 間	変更前 年 月 日から 年 月 日まで
	変更後 年 月 日から 年 月 日まで
工 事 延 期 の 理 由	

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者 氏 名 ㊟

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

小規模専用水道布設工事中止届出書

小規模専用水道の布設工事を中止したので、次のとおり届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
工 事 の 種 別	新設 ・ 増設 ・ 改造
工 事 中 止 年 月 日	年 月 日
工 事 中 止 の 理 由	

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名 ㊟
〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模専用水道給水開始届出書

給水を開始したいので、我孫子市小規模水道条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
工 事 の 種 別	新設 ・ 増設 ・ 改造
給水開始予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	水質検査の結果を記録した書類

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

回

小規模専用水道施設検査結果通知書

年 月 日付けで小規模専用水道給水開始届出書が提出された施設の検査結果について、次のとおり通知します。

検査結果	合格・不合格
施設の名称	
施設の所在地	
工事の種別	新設・増設・改造
検査実施年月日	年 月 日
不合格の理由	

備考 不合格の場合は、改善が行われた後に再度検査を実施します。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名 ㊟
〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模専用水道届出書

次の水道施設が、小規模専用水道に該当することとなったので、届け出ます。

設 置 年 月 日	年 月 日
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
小 規 模 専 用 水 道 と な っ た 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 小規模専用水道に該当するに至った経過を記載した書類 2 水質検査の結果を記録した書類 3 条例第6条に規定する確認の申請に準ずる書類

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者 氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

小規模専用水道変更届出書

小規模専用水道について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

指令年月日及び番号又は届出年月日	年 月 日我孫子市指令（ ）第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

届出者 氏 名

㊤

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号 〕

小規模専用水道廃止届出書

小規模専用水道を廃止するので、次のとおり届け出ます。

指令年月日及び番号又は届出年月日	年 月 日我孫子市指令（ ）第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第12号（第10条関係）

施設番号	
------	--

年 月 日

我孫子市長 あて

小規模専用水道施設の水質検査の結果を次のとおり報告します。

施設名
管理責任者名

水質検査月報 年 月分

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素量 mg/l	採取場所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						